

令和6年10月25日

令和6年 第10回

東大和市教育委員会定例会会議録

東大和市教育委員会

令和6年第10回東大和市教育局定例会會議録

1. 日 時 令和6年10月25日（金曜日）午後3時00分～午後4時00分

2. 場 所 東大和市役所会議棟第6会議室

3. 出席委員 1番 岡 田 博 史（教育長）

2番 岩 田 圭 子

3番 藤 宮 志津子

4番 鈴 木 一 徳

5番 新 庄 涼 子

4. 欠席委員 なし

5. 説明職員

教 育 部 長 田 口 茂 夫

教育部参事兼
教育指導課長
学校施設更新
等担当課長兼
調整担当課長

石 田 玲 奈

教育総務課長 加 藤 泰 正

一ツ木 正 美

新校開設担当
課 長 大 野 祐 司

青 少 年 課 長

越 中 洋

中央公民館長 伊 藤 智

6. 書 記

庶 務 係 長 長 瀬 由美子

主 事 神 山 健 輔

○議事日程

- 第 1 議席の指定について
- 第 2 会議録署名委員の指名
- 第 3 教育長諸務報告
- 第 4 第 4 1 号議案 東大和市教育委員会事務局職員の任免について
- 第 5 第 4 2 号議案 令和 7 年 4 月 1 日付け組織に係る協議について
- 第 6 第 4 3 号議案 東大和市教育委員会公印規程の一部を改正する規程
- 第 7 第 4 4 号議案 東大和市就学援助費支給要綱の一部を改正する訓令
- 第 8 第 4 5 号議案 東大和市学校給食センター給食費に関する規則の一部を改正する規則
- 第 9 第 4 6 号議案 学校給食について（諮問）
- 第 1 0 第 4 7 号議案 東大和市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
- 第 1 1 第 4 8 号議案 東大和市体育施設等の指定管理者の指定に係る意見の申出について

◎開会の辞

○岡田教育長 それでは、ただいまから、令和6年第10回東大和市教育委員会定例会を開催します。

◎日程第1 議席の指定について

○岡田教育長 日程第1、議席の指定を行います。

東大和市教育委員会会議規則第5条の規定によりまして、委員の議席は教育長が会議に諮って定めることになっています。議席につきましては、ただいま御着席の議席としますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○岡田教育長 御異議なしと認め、議席につきましては、ただいま御着席の議席を指定します。

◎日程第2 会議録署名委員の指名

○岡田教育長 日程第2、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、新庄委員にお願いします。

◎日程第3 教育長諸務報告

○岡田教育長 日程第3、教育長諸務報告を行います。

資料を御覧ください。今回は結構たくさんありますので、少しかいつまみながらお話をさせていただきたいと思います。

9月21日土曜日、第七小学校「ホタルフィナーレ」に出席しました。こちらにつきましては、第七小学校及び第九小学校統合の関係で、地域の方の保存の活動がここで終了となりまして、最後に集会が開かれたということです。子供たちが、地域の保存会の皆様、また関係者の皆様に感謝の気持ちを伝えていました。大変感動的な集会でした。

9月22日日曜日、第五中学校ラグビー試合を観戦しました。第五中学校は、東久留米市の久留米中学校と合同のラグビー部を結成していきまして、前回、東京都の大会の2部の中で優勝しました。今回は、1部の試合があり、そちらの試合を

観戦しました。子供たちはその日は負けてしまいましたが、非常に熱い戦いが繰り広げられていました。

同日、第54回ふれあい市民運動会開会式に出席しました。

また、東大和市ヴェルディ応援デーを観覧しました。

9月23日月曜日、東大和市民スポーツ大会秋季剣道大会を観覧しました。

9月24日火曜日、第25回MOA美術館東大和児童作品展、こちらは、教育委員会賞選定ですが、そちらに出席しました。

9月27日金曜日、教育委員会定例会に出席しました。

9月28日土曜日、東大和市民スポーツ大会合気道会演武大会を観覧しました。

9月29日日曜日、東大和市民スポーツ大会弓道競技を観覧しました。

9月30日月曜日、第五小学校を訪問しました。

10月1日火曜日、校長会役員会に出席しました。

10月3日木曜日、第二中学校を訪問しました。

同日、令和6年度自衛消防隊確認会の優秀賞受賞隊員による報告会に出席しました。

10月4日金曜日、校長会に出席しました。

同日、教育委員懇談会に出席しました。

10月5日土曜日、第47回市政功労者表彰式に出席しました。

10月7日月曜日、青少年問題協議会に出席しました。

10月9日水曜日、東京都市教育長会定例会に出席しました。

10月10日木曜日、副校長会に出席しました。

10月11日金曜日、第五中学校を訪問しました。

同日、令和6年度東大和市戦没者追悼式に出席しました。

10月12日土曜日、第二・三・四・七小学校運動会を観覧しました。こちらは、教育委員の皆様も運動会に来ていただきました。

同日、第54回東大和市民文化祭開会式に出席しました。この10月12日土曜日から市民文化祭が始まり、たくさんの発表や作品展示がありました。それぞれに素晴らしい作品、発表がありまして、市民の方々が一生懸命に取り組んでいることを感じることができました。11月3日まで市民文化祭が開催されていまして、もう終わったものも当然あるのですけれども、まだ見られるものもありますので、お時間があれば見ていただければと思います。私も見に行こうかと思っています。

10月13日日曜日、その東大和市民文化祭ですが、書道展、そしてJ F 1 Y H F アマチュア無線クラブ、三曲演奏会、日本舞踊連盟の発表会を鑑賞、観覧しました。

10月14日月曜日、市民スポーツ大会ボウリング大会を観覧しました。

同日、東大和市民文化祭では、おしゃれ装い桜の会の作品展、アート&クラフト展、市民コンサートを鑑賞しました。

10月15日火曜日、第六小学校を訪問しました。

同日、東大和市民文化祭では、落語愛好会、落語・小噺発表会を鑑賞しました。

10月16日水曜日、東大和市民文化祭の美術展を鑑賞しました。こちらの美術展は、市内の中学校の美術作品が今年度から展示されていまして、市民の方から大変素晴らしいというお褒めの言葉を直接私がお聞きしまして、大変うれしく思いました。

10月18日金曜日、第三中学校を訪問しました。

10月19日土曜日、第一・五・八・九・十小学校運動会を観覧しました。

同日、東大和市医師会講演会に出席しました。

10月20日日曜日、令和6年度東大和市総合防災訓練に出席しました。今回の会場は第四中学校となりまして、四中の1年生もその防災訓練に参加し、体験を行っていました。

同日、東大和市民スポーツ大会柔道大会につきましては観覧する予定でありましたが、総合防災訓練の出席中に柔道大会の進行が早く終わりを迎えるところであったものですから、資料にはありますが、柔道大会は出席をしていません。申し訳ありません。子供たちも参加したと思いますけれども、例年、非常によい取組をされています。

同日、東大和市民文化祭では、市民音楽祭を鑑賞しました。

以上で教育長諸務報告を終わります。

ただいまの報告につきまして、御質疑等がありましたら、御発言をお願いしたいと思います。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○岡田教育長 それでは、教育長諸務報告を終わります。

◎日程第 4 第41号議案 東大和市教育委員会事務局職員の任免について

◎日程第 5 第42号議案 令和 7 年 4 月 1 日付け組織に係る協議について

○岡田教育長 日程第 4、第41号議案 東大和市教育委員会事務局職員の任免について、日程第 5、議案第42号 令和 7 年 4 月 1 日付け組織に係る協議について、以上 2 件は人事案件及び令和 7 年度の組織改正に係る案件であることから、会議を非公開としたいと思いますが、これに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○岡田教育長 賛成者全員、よって会議は非公開とします。

さらに、本案の会議録及び会議資料の取扱いにつきましてお諮りします。本案の会議録及び会議資料につきましても非公開としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡田教育長 御異議なしと認め、そのように取扱いします。

ここで関係者以外の退場を求めます。

(一部執行部退場)

(この間非公開)

○岡田教育長 ここで会議の非公開を解きます。退場者の入場を求めます。

(一部執行部入場)

◎日程第 6 第43号議案 東大和市教育委員会公印規程の一部を改正する規程

○岡田教育長 日程第 6、第43号議案 東大和市教育委員会公印規程の一部を改正する規程、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いします。

田口教育部長。

○田口教育部長 ただいま議題となりました第43号議案、東大和市教育委員会公印規程の一部を改正する規程につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本件は、令和6年10月15日から当市における住民情報などを管理する基幹系システムについて、国が進める標準化に対応することに伴い、電子計算組織により公印の押印を必要とする証明書等への押印について、現在、課長の専決事案に限定していますが、実態に合わせて柔軟に対応できるよう本規程の一部を改正するものであります。

それでは、内容につきまして、議案資料の新旧対照表で御説明させていただきます。

新旧対照表の3ページを御覧ください。

第10条第3項中「。以下、『処務規則』という。」を削除し、文言の整理をするものであります。

次に、第12条第1項中、「処務規則に規定する課長の専決に属する文書に限る。」を削除し、文言の整理をするものであります。

次に、4ページを御覧ください。

附則ですが、本規程の施行日を公布の日と定めるものであります。

以上です。よろしくお願い申し上げます。

○岡田教育長 説明が終わりました。

御質疑があれば御発言をお願いします。

(発言する者なし)

○岡田教育長 質疑を終了します。

お諮りします。

第43号議案 東大和市教育委員会公印規程の一部を改正する規程、本件を承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡田教育長 御異議なしと認め、さよう決します。

◎日程第7 第44号議案 東大和市就学援助費支給要綱の一部を改正する訓令

○岡田教育長 日程第7、第44号議案 東大和市就学援助費支給要綱の一部を改正

する訓令、本件を議題に供します。議案の説明をお願いします。

田口教育部長。

○**田口教育部長** ただいま議題となりました第44号議案、東大和市就学援助費支給要綱の一部を改正する訓令につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本件は、就学援助費の支給に係る申請について、これまでは窓口申請のみで受付を実施していましたが、これに加え、令和6年11月1日からオンラインでも申請できるように、東大和市就学援助費支給要綱の一部を改正するものであります。

それでは、内容につきまして、議案資料の新旧対照表で御説明をさせていただきます。

新旧対照表の2ページを御覧ください。

第4条第3項についてですが、同条第1項及び第2項で規定している窓口申請での手続以外に、教育長が定めるところにより、電子情報処理組織を使用したオンラインでの申請を行わせることができることとするものであります。

3ページを御覧ください。

次に、同条第4項についてですが、オンラインにより申請されたものについては、その情報が市教育委員会からアクセスできるシステムに記録された時点をもって、市教育委員会に到達したものとみなすものであります。

次に、同条第5項についてですが、同条第1項及び第2項に規定する申請に必要な添付書類について、オンライン申請にデータとして添付した場合は、書面による提出があったものとみなし、郵送等による書類の提出を省略することができることとするものであります。

6ページを御覧ください。

附則についてですが、本訓令の施行日を令和6年11月1日とするものであります。

以上です。よろしくお願い申し上げます。

○**岡田教育長** 説明が終わりました。

御質疑があれば御発言をお願いします。

就学援助費のオンライン申請ということですが、これは他市でも同じようにオンライン申請を行っているところはあるのですか。

加藤教育総務課長。

○加藤教育総務課長 この就学援助のオンライン申請についてですけれども、26市におきましては、まだ10市にまでは到達していないという状況になっています。先行して何市かは就学援助のオンライン申請を実施しているところがありますけれども、まだ全てではないような状況にはなります。

以上です。

○岡田教育長 ありがとうございます。先進的に始めるという状況ですね。

加藤教育総務課長、どうぞ。

○加藤教育総務課長 先進的な取組だと思っています。

以上です。

○岡田教育長 大変な事務をされていたと思いますが、ありがとうございます。

もう一つ、聞いてもいいですか。11月1日からの申請は主に就学援助の費用ですね。日常的なものもあるでしょうし、これから就学援助の申請又は入学するという人に対して、11月1日からは何か特定のものは決まっているのですか。

加藤教育総務課長。

○加藤教育総務課長 この11月1日から始まる申請の対象ですけれども、入学前に準備するものとして、例えばランドセルの費用など、そのようなものを中心とした費目がまず対象になります。

また、入学後に申請するものとしましては、ほかには例えば修学旅行費なども対象になる費目がありますので、そのようなものは改めて4月以降に申請をしていただく必要があります。

よって、あくまでも今回は入学前の準備金を対象として、オンライン申請を始める状況でございます。

以上です。

○岡田教育長 ありがとうございます。ほかによろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○岡田教育長 それでは、質疑を終了します。

お諮りします。

第44号議案 東大和市就学援助費支給要綱の一部を改正する訓令、本件を承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡田教育長 御異議なしと認め、さよう決します。

**◎日程第 8 第45号議案 東大和市学校給食センター給食費に関する
規則の一部を改正する規則**

○岡田教育長 日程第 8、第45号議案 東大和市学校給食センター給食費に関する規則の一部を改正する規則、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いします。

田口教育部長。

○田口教育部長 ただいま議題となりました、第45号議案、東大和市学校給食センター給食費に関する規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本件は、学校給食費の納入月につきまして、東大和市学校給食センター給食費に関する規則の一部を改正するものであります。

現在、給食費の納入月については、第 6 条の規定において、5 月から 7 月まで及び 9 月から翌年 2 月までの各月とし、5 月においては 4 月及び 5 月の 2 か月分を、2 月においては 2 月及び 3 月の 2 か月分を納入することとしています。

令和 6 年度においては、学校行事等による食数の調整や東京都の補助事業を活用した保護者の負担軽減に係る令和 6 年 4 月分から 7 月分の過納金について、令和 7 年 2 月に精算を行うことを予定していましたが、令和 7 年 1 月から学校給食費無償化を予定していることに伴い、令和 6 年 12 月までに精算を行う必要が生じたことから、11 月及び 12 月の 2 か月分を 12 月にまとめて納入していただき、12 月の納入で過納金等の精算を行うため所要の改正を行うものであります。

それでは、内容につきまして、議案資料の新旧対照表で御説明をさせていただきます。

資料の新旧対照表の 5 ページを御覧ください。

附則において、令和 6 年度における給食費の納入月の特例を定めるものであります。第 6 条第 1 項ただし書き中に「12 月においては 11 月及び 12 月の 2 か月分を、」を追加し、文言の整理を行うものであります。

なお、附則の改正による読替え前後の規定を左側に記載していますので、御参照いただければと思います。

次に、6 ページを御覧ください。

附則ですが、本規則の施行日を公布の日と定めるものであります。

以上です。よろしくお願い申し上げます。

○岡田教育長 説明が終わりました。

御質疑があれば御発言をお願いします。

恐らくこの資料を見て分からないところもあるかと思いますが、簡単に言いますと、保護者に給食費を戻さなければいけないのですが、給食費を戻すより、11月の給食費は徴収せずに12月に一括して徴収を図り、保護者に返金しなくても徴収のみで済むようにするということです。お金を戻す作業は結構大変なことになってしまうので、事務の効率化も考えた上でこのような改正となるということです。

加藤教育総務課長、補足がありましたら説明をお願いします。

加藤教育総務課長。

○加藤教育総務課長 今回の12月に2か月分を引き落とすことについて、先ほど部長からも説明がありましたが、標準的な給食日数というのは定められているのですが、学校ごとに行事の日数も違いますし、例えば修学旅行に行くので給食がないというように、学年の中でも食数が変わってきます。例年ですと、年度末にその精算をしていますが、1月以降は給食費無償化となるため、年度末の3月に保護者の皆様から徴収する機会がなくなるということが大きな理由の一つになります。

そして、保護者の負担軽減事業を今年度9月から始めさせていただきまして、9月以降は事業の開始とともに毎月その分を引いていたのですが、その負担軽減事業を今年度の4月から遡って適用することにさせていただきましたので、現時点では4月から7月分までを多く頂いているような状況が生じております。こちらでも給食費の無償化が1月から始まる関係で、本来は年度末に清算するはずが年内に行わなければならないという状況になりました。ただ、そのお戻しする額が学年によっては1か月分の給食費ではやはり保護者に戻さなければいけないような状況も生じてしまうことから、どうしても2か月分の給食費を精算対象とさせていただく必要がありました。

急な展開となりましたが、10月分は既に給食が始まっていますので、11月、12月分の給食費を12月に一括して精算するというような制度設計とさせていただいた状況です。

以上です。

○岡田教育長 詳細な説明ありがとうございます。よろしいですか。

岩田委員。

○岩田委員 今の経緯を保護者の方向けに、きちんと分かりやすく、またお手紙か何かでお知らせするようになると思うのですけれども、具体的に分かるように、ぜひお伝えしていただきたいと思います。

○岡田教育長 加藤教育総務課長。

○加藤教育総務課長 保護者の皆様への通知は来週には御案内をさせていただく予定です。

できるだけ分かりやすく、また、ホームページ等でも御案内できるような形も含めて、通知いたします。

以上です。

○岡田教育委員長 ほかはよろしいですか。

(発言する者なし)

○岡田教育長 それでは、質疑を終了します。

お諮りします。

第45号議案 東大和市学校給食センター給食費に関する規則の一部を改正する規則、本件を承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡田教育長 御異議なしと認め、さよう決めます。

◎日程第9 第46号議案 学校給食について（諮問）

○岡田教育長 日程第9、第46号議案 学校給食について（諮問）、本件を議題に供します。議案の説明をお願いします。

田口教育部長。

○田口教育部長 ただいま議題となりました第46号議案、学校給食について（諮問）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本件は、学校給食の質の維持・向上に必要な学校給食費につきまして、東大和市学校給食センター設置条例第7条の2第1項の規定に基づき、東大和市学校給食センター運営委員会に諮問するものであります。

それでは、内容につきまして、御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

まず諮問内容についてですが、より栄養バランスの取れたおいしい学校給食を作ることができるよう、現在の学校給食費の見直しにつきまして、学校給食センター運営委員会の意見を求めるものであります。

次に、理由についてですが、市ではこれまでも、食材料費が高騰していることを受け、令和6年4月から学校給食費の改定を実施したところです。しかしながら、昨今、精白米の価格が従前の2倍程度に値上がりするなど、食材料費の価格高騰が未だ続いており、現在の学校給食費では、給食の質を維持することは困難であることから、学校給食費の見直しが必要であると考え諮問するものです。

なお、参考として、令和6年度の給食費の表を記載させていただきました。現在は、国や東京都からの補助金を活用し、保護者の負担軽減を実施していますので、実際に保護者から徴収している金額は記載の額より少なくなっています。

最後に、改定予定時期ですが、令和7年1月1日から改定することを想定しています。

以上です。よろしくお願い申し上げます。

○岡田教育長 説明が終わりました。

御質疑がありましたら御発言をお願いします。

岩田委員。

○岩田委員 よく分からないのですけれども、1月分から無償になるではないですか。それまでの金額を東京都が補助してくれるということになるのですか。この金額が出てくる理由がよく分からないので、教えていただければと思います。

○岡田教育長 田口教育部長。

○田口教育部長 現在の学校給食におきましては、既に事業運用をさせていただいています。しかし、今後、来年の3月までの給食を実施するに当たり、必要な食材料費の推計をしましたが、食材料費のお金が不足する見込みです。そのお金をどのように工面するかということになりますが、市から赤字的な繰入れをしていただいたり、給食費を改定せざるを得なかったりという状況です。

また、来年の1月から給食費無償化が始まります。その財源につきましては、従前に御説明申し上げた8分の7を東京都からの補助金、残りの8分の1は市からの助成を受ける予定になっています。

市の財政負担を基本的には少なくするため、市からの補填はなるべく小さくするというのも一つの目的であるとともに、今年度の給食を適切に運用するため、

食材費の不足分を補う費用も必要であるということから、1月からの改定を目指すという状況です。

以上です。

○岡田教育長 いかがですか。

岩田委員。

○岩田委員 ごめんなさい、分かったような、分からないような状態です。

○岡田教育長 給食費が上がったとしても保護者の負担はありません。今年度の1月から給食費は上がるのですが、その上がった分の8分の7は東京都が補助をすることになります。

岩田委員。

○岩田委員 今上げておくとその上げた分も補助が出るということですか。

○岡田教育長 田口教育部長。

○田口教育部長 補助が多くなります。

○岡田教育長 岩田委員。

○岩田委員 多くなるということですね。分かりました。

○岡田教育長 補助金を物価高騰分の食材に充てることができて、できるだけ赤字にならないようにということですね。

ほかには御質疑はいかがでしょう。

鈴木委員。

○鈴木委員 現状の給食費で運営していくと赤字になってしまうため、赤字を出さないようにという意味での改定でしょうか。

○岡田教育長 田口教育部長。

○田口教育部長 そのとおりです。

○岡田教育長 ほかにいかがでしょうか。

金額についてはこれからですが、無償になるのは保護者の負担分です。

教員については上がった分の支払いは要る形になります。今までも当然、教員は物価高騰分についてもお支払いをしていただいているという状況です。

よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○岡田教育長 それでは、質疑を終了します。

お諮りします。

第46号議案 学校給食費について（諮問）、本件を承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○岡田教育長 御異議なしと認め、さよう決します。

◎日程第10 第47号議案 東大和市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

○岡田教育長 日程第10、第47号議案 東大和市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いします。

石田教育部参事。

○石田教育部参事 ただいま議題となりました第47号議案、東大和市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本件は、教職員の新年度の準備期間を確保するとともに、児童・生徒の学級や学校生活への適応、よりよい人間関係の形成、健全な生活態度の育成などを図るため、令和6年度から小・中学校における春季休業期間を1日延長することに伴い、本規則の第4条第1項第3号を改正するものです。

内容につきまして御説明申し上げます。

新旧対照表の2ページを御覧ください。

第4条は休業日の規定で、第1項第3号は春季休業日であり、「3月26日から4月5日」を「3月26日から4月6日」に改めるものであります。

次に、附則であります。規則の施行日を公布する日とするものであります。

以上です。よろしくお願い申し上げます。

○岡田教育長 説明が終わりました。

御質疑があれば御発言をお願いします。

石田参事、具体的に今まで何日間の準備期間で、一日春休みを延ばすことによって確保できる日数は何日間かお話しできますか。

石田教育部参事。

○石田教育部参事 年度によって異なりますが、少なければ3日、多ければ5日ほど準備期間があるかというところです。ただ、この春季休業日を一日延長するこ

とにより、令和7年度以降は準備期間を4日以上確保することができるようになります。

以上です。

○岡田教育長 ありがとうございます。来年度はこの規則を変えなくても4日間の準備期間があるのですが、再来年度から3年間連続して3日間の準備期間しかない状況が起こるということで、この春休みを一日延ばすことによって教員の準備期間が確保されます。それによって教育環境を整えて、気持ちよく子供たちは新学期を迎えられるということが主な趣旨であるのかと思っています。

よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○岡田教育長 では、質疑を終了します。

お諮りします。

第47号議案 東大和市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則、本件を承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡田教育長 御異議なしと認め、さよう決します。

◎日程第11 第48号議案 東大和市体育施設等の指定管理者の指定に係る意見の申出について

○岡田教育長 日程第11、第48号議案 東大和市体育施設等の指定管理者の指定に係る意見の申出について、本件を議題に供します。議案の説明をお願いします。

田口教育部長。

○田口教育部長 ただいま議題となりました第48号議案、東大和市体育施設等の指定管理者の指定に係る意見の申出についてにつきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

東大和市民体育館、東大和市民プール、東大和市桜が丘市民広場、陸上競技場を含む東大和市上仲原公園野球場、東大和市上仲原公園テニスコート及び東大和市清原中央公園運動広場の東大和市体育施設等につきましては、地方自治法第244条の2の規定に基づき、平成22年4月1日から指定管理者制度を導入して運営しています。

現在の指定管理者の指定期間が、令和7年3月31日をもって満了しますことか

ら、今回新たに、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間の6つの体育施設等の管理運営を行う指定管理者候補者について御提案申し上げるものがあります。

なお、本件は、東大和市議会へ提案すべき案件でありますことから、本日、教育委員会の御決定をいただきました後、市長に対して意見の申出を行うこととするものであります。

それでは、内容について申し上げます。

指定管理者候補者となる団体の名称、所在地及び代表ですが、団体の名称は、「東大和市かがやきプロジェクト」であります。このプロジェクトは2社で構成されており、代表団体は、株式会社クリーン工房、埼玉県さいたま市中央区新都心11番地2、さいたま新都心LAタワー30F、代表取締役、川鍋大二であります。

構成団体は、株式会社ルネサンス、東京都墨田区両国二丁目10番14号、代表取締役社長執行役員、岡本利治であります。

それでは、選定の経過につきまして御説明させていただきます。

公募につきましては、令和6年7月11日から市の公式ホームページで、募集要項、仕様書、業務要求水準書、申請様式及び各参考資料等を掲載し、データをダウンロードしていただく形式で配布しました。

市報では、7月15日号に掲載をしました。

7月23日には公募説明会と施設案内会を行い、6事業者が参加しました。

応募書類の受付は、8月26日と27日の2日間で行いましたが、応募団体は1団体でありました。この1団体は先ほど御提案申し上げました、「東大和市かがやきプロジェクト」であります。

指定管理者候補者の選定につきましては市長部局が所管していますので、応募書類受付後、副市長、教育長、教育部長を含む部長職の委員6人からなります指定管理者選定委員会を市長部局において開催し、指定管理者候補者の選定を行いました。

第1次審査は、9月11日の第2回選定委員会において公募書類による審査を行い、応募した1団体が第1次審査を通過しました。

第2次審査は、10月2日の第3回選定委員会において、第1次審査を通過した1団体から、プレゼンテーションとそれに基づくヒアリングを実施し、審査を行いました。

その審査の結果、体育施設等の指定管理者の候補者としまして、「東大和市かがやきプロジェクト」が選定され、その選定結果につきましては、令和6年10月11日付で市長から教育長に報告があったものであります。

また、指定管理者候補者の審査結果や指定管理者候補者の主な選定理由につきましては、御配付しました資料のとおりであります。

以上です。よろしくお願い申し上げます。

○岡田教育長 説明が終わりました。御質疑があれば御発言をお願いします。

藤宮委員。

○藤宮委員 630点満点中438点というのは一般的にどういう感じですか。

○岡田教育長 田口教育部長。

○田口教育部長 基本的には60%以上の得点が必要であります。おおむね7割程度の評価を受けていますので、それほど悪い数字でもないとは理解しています。

以上です。

○岡田教育長 よろしいですか。

新庄委員。

○新庄委員 指定管理者候補者が1社しかなかったということですがけれども、ほかに比較する団体がないという中で、ここの社の審査は、先ほど7割以上の点数評価ということで、それで決められていたということでしょうか。

○岡田教育長 田口教育部長。

○田口教育部長 まず基本的には、先ほども申し上げました第1次審査で書類審査をさせていただいており、他の自治体の実績、企業の規模、業務の状況などということを含めて第1次審査を実施しています。

その後、第2次審査においてプレゼンテーションを実施していただきますが、事業者がこの指定管理を受けるに当たってどのようなことをするのか、そのような提案の説明をしていただき、それに対して委員のほうからそれぞれ質疑があり、点数化による評価をさせていただいております。その内容に基づいて、今回はおおむね70%程度を取得したことによって結果としては選定になったということです。

当然、先ほど申し上げましたとおり、他の自治体の実績等も見えています。また、その評価等もさせていただいています。これはホームページ等になりますけれども、他の自治体の実績情報などの確認もさせていただきながら、結果的には1

社の応募にはなりましたが、中身の状況等の確認をした結果ということです。

以上です。

○岡田教育長 よろしいですか。

はい、岩田委員。

○岩田委員 近隣で、この社が請け負っている施設はありますか。もしありましたら具体的に教えていただけますか。

○岡田教育長 田口教育部長。

○田口教育部長 御案内のとおり、代表団体の株式会社クリーン工房については、現在の指定管理者の一翼を担っている団体です。

株式会社ルネサンスにつきましては、実際は関西のほうで事業をされているケースが多いです。ただ、東京都内においても単独の事業は実施していきまして、その内容についても把握はさせていただいておりますが、指定管理として、近隣のルネサンスの実績は、関東地区では少ないという状況です。

以上です。

○岡田教育長 ほかにいかがでしょうか。

岩田委員、どうぞ。

○岩田委員 現在、ネーミングライツで東大和ロンドみんなの体育館と社名が入っていますが、そのようなものもやはり変わる可能性は今後出てきますか。

○岡田教育長 田口教育部長。

○田口教育部長 ネーミングライツについては教育委員会の所管ではないのですが、基本的には来年の3月まではそのまま使います。それ以降につきましては、今回新たに選定された事業者とこのような形ができるのかどうかも含めて、今後の検討課題になっているところであります。

以上です。

○岡田教育長 新庄委員。

○新庄委員 先ほどルネサンスという会社が、関西中心でされているとおっしゃっていましたが、関東が少ないということで、何か理由はあるのでしょうか。

○岡田教育長 田口教育部長。

○田口教育部長 ルネサンスにつきましては、指定管理の部分で関西が多いということでお話しをさせていただきました。実際は関東でも民間の部分ではトレーニ

ングなどをするスポーツクラブを運営されていて、その民間としての事業運営の実績は関東でも結構あります。ただ、指定管理としては、関東では運営していないということで御理解をいただければと思います。

以上です。

○新庄委員 ありがとうございます。

○岡田教育長 ほかにはいかがでしょうか。

今の指定管理のところと新たに指定管理になるところで、魅力で少しここが違うというようなところは説明できたりしますか。

田口教育部長。

○田口教育部長 基本的には開館時間など、その辺の考え方は現状の指定管理者の内容を踏襲するような話がありました。

トレーニングルームのトレーニング機器に関しましては、今回の御提案の中では全て入れ替えると、新しいトレーニング機器になるという御提案をいただいています。

また、こちらはルネサンスの提案になりますが、独自のな体育館の中での運営事業を一つ考えているようです。具体的な点はまだこれからになりますが、そういったところで我々も、現状の施設運営よりも悪い提案はないということはひとつほっとしている内容です。

以上です。

○岡田教育長 新庄委員、どうぞ。

○新庄委員 東大和市の体育に関する施設ということですが、ほかのところに比べて屋内プールがないので、屋内プールを造ってほしいという声がたくさんあるのではないかと考えていまして、新しい事業者でこれから期待が持てるのかなど、そのような話は出てくる可能性はあるのでしょうか。

○岡田教育長 田口教育部長。

○田口教育部長 指定管理事業者において屋内プールの設置というのは基本的にはないと考えています。それはなぜかということ、公共施設ということになりますので、施設をもし造るということになりますと、これは市ないしは教育委員会の動きということになると御理解をいただければと思います。

今後、公共施設の再配置等を考えていく市としての動きはありますので、その中で状況によっては屋内プールについてどうするかというところも含めて、当然、

現在の市民プールも大変古い施設ですので、そういったところも含めて、今後の計画の中でどういう形で提案がされるかということで御理解をいただければと思います。

以上です。

○新庄委員 ありがとうございます。

○岡田教育長 ほかはよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○岡田教育長 それでは、質疑を終了します。

お諮りします。

第48号議案 東大和市体育施設等の指定管理者の指定に係る意見の申出について、意見なしとすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡田教育長 御異議なしと認め、さよう決します。

◎閉会の辞

○岡田教育長 以上をもちまして本日予定していました議事日程は全て終了しました。

これをもって令和6年第10回東大和市教育局定例会を閉会します。お疲れさまでした。

午後 4時00分閉会

以上の会議の顛末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

東大和市教育委員会教育長

会 議 録 署 名 委 員